

島根県報

号外第一六号

平成十五年三月十一日

(火曜日)

条 目 次

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	(総務課)	一五
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	("	一七
民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	("	二二
地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	("	二二
島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例	("	二六
公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二八
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例	("	二九
一般職の任期付職員の採用等に関する条例	("	三三
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	("	三九
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁総務課)	四〇
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	("	四二
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	四三
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する	("	四四

条 例

知事等の給料の特例に関する条例	("	四五
職員の給料の特例に関する条例	("	四六
島根県部設置条例	("	四九
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	("	五三
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	五六
島根県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	五七
特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例	("	五九
島根県土地開発基金条例の一部を改正する条例	(管財課)	六二
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(県民課)	六三
島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(高齢者福祉課)	六三
島根県立知的障害者更生施設条例及び島根県立厚生センター条例を廃止する条例	(障害者福祉課)	六四
島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例の一部を改正する条例	("	六四
島根県立はつらつ体育館条例	("	六六
と畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例	(業事衛生課)	七一
島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例	(生産指導課)	七一
島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例の一部を改正する条例	(観光振興課)	七三
島根県ふるさと雇用創出基金条例	(労働政策課)	七四
公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規定による規模を定める条例	(用地対策課)	七五
島根県砂防指定地管理条例	(砂防課)	七六
島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	(建築住宅課)	八一

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (企業局総務課) 八五

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例 (教育庁総務課) 八六

県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例 (高校教育課) 八七

市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例 (義務教育課) 八七

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例 (保健体育課) 八八

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部) 九四

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議員提出) 九五

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 () 九六

島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例 () 九六

公布された条例等のあらまし

公布された条例等のあらまし

◆貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一号)

一 条例の概要

1 新規就農者経営安定資金関係 (第二条関係)

(1) 貸付けの相手方の改正

改正前	改正後
市町村	市町村に対する資金の貸付けを行う財団法人しまね農業振興公社 (2)において「公社」という。

(2) (1)に伴う免除の条件の改正

免除の条件	免除の範囲
一 新規就農者が、疾病、負傷その他やむを得ない事由により農業に従事できなかった期間を除き、就農後引き続き	債務の全部

2 伝統工芸雇用就業資金関係 (第一条関係)

債務の免除に関する規定の追加

<p>二 新規就農者が、死亡したとき、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により市町村に貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、公社が債務を免除したとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>
---	-----------------------

貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
伝土工芸雇用就業資金	<p>一 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて一年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。</p> <p>二 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて二年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。</p> <p>三 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて三年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。</p> <p>四 雇用就業者が認定事業主の責によらない事由により退職した場合において、協会が債務を免除したとき。</p> <p>五 雇用就業者が死亡した場合、又は心身に重度の障害を有することとなった場合その他やむを得ない事由により指定工芸品の製造に従事することができなくなったと認められる場合において、協会が債務を免除したとき。</p>	<p>一年目の貸付けに係る債務の全部</p> <p>二年目の貸付けに係る債務の全部</p> <p>三年目の貸付けに係る債務の全部</p> <p>債務の全部 又は一部</p>

業主が雇用した就業者（以下「雇員」という。）に三年間を超えない期間貸し付けた資金	六 認定事業主が死亡した場合、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、協会が債務を免除したとき。
--	---

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二号）

一 条例の概要

1 改正の内容

(1) 引用する法律の題名の改正

改正前	改正後
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

2 その他規定の整理
改正を要する条例

- (1) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2) 島根県手数料条例
- (3) 島根県県税条例
- (4) 島根県自然環境保全条例

二 施行期日

平成十五年四月十六日から施行することとした。

◇民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三号）

一 条例の概要

次に掲げる条例の規定の整理

- 1 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例
- 2 島根県道路占用料徴収条例
- 3 島根県立都市公園条例

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第四号）

一 条例の概要

- 1 旅館業法施行条例の一部改正
旅館業を営むための構造設備の基準を条例で定めることとした。
- 2 理容師法施行条例の一部改正
理容所以外の場所で業務を行うことができる場合を条例で定めることとした。
- 3 美容師法施行条例の一部改正
美容所以外の場所で業務を行うことができる場合を条例で定めることとした。
- 4 都市計画法施行条例の一部改正
市街化調整区域における開発行為の面積要件の特例を条例で定めることとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第五号）

一 条例の概要

- 1 島根県情報公開条例の一部改正
独立行政法人等に係る情報についての非公開情報に関する規定の整備
- (1) 役員及び職員の職務遂行情報について、公務員と同様の取扱いとすることとした。
- (2) 法人その他の団体に関する情報について、国及び地方公共団体と同様の取扱いとすることとした。
- (3) 審議、検討又は協議等に関する情報及び事務又は事業に関する情報について

て、県の機関、国又は他の地方公共団体と同様の取扱いとすることとした。

2 島根県個人情報保護条例の一部改正
独立行政法人等に係る情報についての非開示情報に関する規定の整備
1の(2)及び(3)と同様の改正を行うこととした。

二 施行期日
平成十五年四月一日から施行することとした。

◇公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)

一 条例の概要

派遣先の公益法人等に、社会福祉法人島根県社会福祉協議会を追加することとした。(第二条関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(条例第七号)

一 条例の概要

1 任期を定めた採用

任命権者は、次に掲げる場合に、職員を選考により任期を定めて採用することとすることとした。(第三条関係)

(1) 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

2 給与の特例(第五条・第六条関係)

(1) 1の(1)により任期を定めて採用された職員(以下「第一号任期付研究員」という。)に対しては第五条第一項に、1の(2)により任期を定めて採用された職員(以下「第二号任期付研究員」という。)に対しては同条第二項に規定する給料表を適用することとした。

(2) 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績

を挙げたと認められる職員には、任期付研究員業績手当を支給することができることとした。

(3) 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員に対する職員の給与に関する条例等の適用について、その適用除外又は読替えを定めることとした。

3 第一号任期付研究員の裁量による勤務(第九条関係)

第一号任期付研究員については、裁量による勤務ができることとするともに、必要な読替えを定めることとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇一般職の任期付職員の採用等に関する条例(条例第八号)

一 条例の概要

1 任期を定めた採用

任命権者は、次に掲げる場合に、職員を選考により任期を定めて採用することとすることとした。(第二条関係)

(1) 高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

(2) 専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるとき

ア 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

イ 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができない期間が一定の期間に限られる場合

ウ 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる

必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

エ 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

2 給与の特例(第四条・第五条関係)

- (1) 1の(1)により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)に対しては、第四条第一項に規定する給料表を適用することとした。
- (2) 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員については、特定任期付職員業績手当を支給することができることとした。
- (3) 特定任期付職員及び1の(2)により任期を定めて採用された職員に対する職員の給与に関する条例等の適用について、その適用除外又は読替えを定めることとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇職員給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)

◇県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

◇市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 条例の概要

1 昇給停止年齢を引き下げることとした。

(1) (2)以外の職員

改正前	改正後
五十八歳	五十五歳

(2) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

改正前	改正後
六十歳	五十七歳

2 1について所要の経過措置を講ずることとした。

(1) (2)以外の職員

基準日現在の年齢	昇給停止年齢
五十七歳以上	五十八歳
五十五歳～五十六歳	五十七歳
五十三歳～五十四歳	五十六歳

(2) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

基準日現在の年齢	昇給停止年齢
五十九歳以上	六十歳
五十七歳～五十八歳	五十九歳
五十五歳～五十六歳	五十八歳

3 週休日の振替え等により、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員(教育職員を除く。)には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(人事委員会規則又は県教育委員会規則で定める時間を除く。)に対して、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの給与額の百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則又は県教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給することとした(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を除く。)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

一 条例の概要

退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算される月数の計算に関する規定

退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算される月数の計算に関する規定

において引用している条項を改めることとした。(第五条関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第一三三号)

一 条例の概要

1 林業技術センターが島根県中山間地域研究センターに編入されること等に伴い、次の手当の支給対象職員に関する規定を整理することとした。

(1) 製材作業従事手当(第七条関係)

(2) 家畜飼育作業等従事手当(第八条関係)

(3) 特殊現場作業従事手当(第十一条関係)

2 課の名称変更に伴う規定の整理(第三十条の二関係)

3 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇知事等の給料の特例に関する条例(条例第一四号)

一 条例の概要

1 減額対象の拡大及び減額率の変更

改正前	減 額 対 象	減 額 率
知事、副知事及び出納長		百分の五
知事		百分の十
改正後	副知事、出納長、常勤の監査委員及び教育長	百分の七

2 減額期間

改 正 前	改 正 後
平成十四年七月一日から平成十五年四月二十九日まで	平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇職員の給料の特例に関する条例(条例第一五号)

一 条例の概要

1 減額対象及び減額率

職 員 (一) 一般任期付職員を含む。	職 員 (二) 教育職員	教 職 員	減 額 対 象	減 額 率
① 管理職手当の支給割合が百分の二十五又は百分の二十のもの	② 管理職手当の支給を受けるもの(①を除く。)	③ ①及び②以外の職員	① 第一号任期付職員(三号給以下の給料月額のものを除く。) 及び特定任期付職員(四号給以下の給料月額のものを除く。)	百分の五
			② 第一号任期付職員及び特定任期付職員(①を除く。)	百分の四
			③ 第二号任期付職員	百分の三

2 減額期間

平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県部設置条例(条例第一六号)

一 条例の概要

1 部の再編成(第二条関係)

現 行 組 織	再 編 後 組 織
総務部	政策企画局
企画振興部	総務部
環境生活部	地域振興部
	環境生活部

健康福祉部	健康福祉部
農林水産部	農林水産部
商工労働部	商工労働部
土木部	土木部

2 部の所掌事務

(1) 新設する部の所掌事務を定めることとした。(第三条関係)

ア 政策企画局

(ア) 県の総合的な政策の企画及び調整に関する事項

(イ) 秘書、広聴及び広報に関する事項

(ウ) 統計調査に関する事項

イ 地域振興部

(ア) 地域振興及び中山間地域対策に関する事項

(イ) 市町村その他の地方公共団体の行政一般に関する事項

(ウ) 情報化の推進に関する事項

(エ) 交通対策に関する事項

(オ) 土地及びエネルギー対策に関する事項

(2) ア及びイ以外の部の所掌事務について規定を整備することとした。

3 関係条例の一部改正

次の条例の規定を整理することとした。

ア 島根県固定資産評価審議会条例

イ 島根県国土利用計画審議会条例

ウ 島根県土地利用審査会条例

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一七号

一 条例の概要

1 島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく事務のうち、次の事務を新た

に大田市に移譲することとした。(第二条の表第八号関係)

(1) 第十四条第一項の規定による適合証の交付

(2) 第十八条の規定による必要な指導及び助言

(3) 第十九条の規定による勧告及び立入調査

2 現在移譲している知的障害者福祉法に基づく事務が、平成十五年四月一日から市町村の自治事務になることに伴い、当該事務を削除することとした。(第二

二条の表第九号関係)

3 建築基準法の改正に伴う規定の整備(第二条の表第二十五号関係)

4 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、一の3については、公布の日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 条例の概要

1 児童福祉法関係手数料(別表二十四の項関係)

(1) 保育士の登録並びに保育士登録証の書換え及び再交付事務に係る手数料の

新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
保育士の登録をしようとする者	四、二〇〇円
保育士登録証の書換え交付を受けようとする者	一、六〇〇円
保育士登録証の再交付を受けようとする者	一、一〇〇円

(2) その他規定の整理

2 遊漁船業の適正化に関する法律関係手数料(別表四十六の二の項関係)

遊漁船業者の登録及び登録の更新事務に係る手数料の新設

手数料を納めなければならない者	手数料の額
遊漁船業者の登録をしようとする者	一六、〇〇〇円
遊漁船業者の登録の更新をしようとする者	一一、〇〇〇円

3 その他規定の整理

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、児童福祉法関係手数料のうち、保育士の登録事務に係る手数料以外の手数料については、平成十五年十一月二十九日から施行することとした。

◇島根県税条例の一部を改正する条例(条例第一九号)

一 条例の概要

1 法人の県民税の課税免除対象となる法人から商工会議所、商工会、商工会連合会及び弁護士会を除外することとした。(第八条関係)

2 国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて取得した不動産に係る不動産取得税の一律の課税免除措置を廃止することとした。(第二十一条関係)

3 中小企業労働者住宅及び当該住宅に係る土地の取得に係る不動産取得税の課税免除措置を廃止することとした。(第二十一条関係)

4 その他規定の整備

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例(条例第二〇号)

一 条例の概要

設立当初の特定非営利活動法人に係る法人の県民税、不動産取得税及び自動車取得税の課税を免除することとした。

1 法人の県民税の課税免除(第二条関係)

収益事業を行う特定非営利活動法人が、設立の日から三年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業における所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る法人の県民税の均等割を免除することとした。

2 不動産取得税の課税免除(第三条関係)

特定非営利活動法人が、設立の日から三年以内に無償で譲り受けた特定非営利活動に係る事業の用に供するための不動産に係る不動産取得税を免除することとした。

3 自動車取得税の課税免除(第四条関係)

特定非営利活動法人が、設立の日から三年以内に無償で譲り受けた特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車に係る自動車取得税を免除することとした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県土地開発基金条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

一 条例の概要

1 知事は、必要があるときは、二億円を超えて基金に追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金を処分することができることとした。(第二条第二項関係)

2 1により処分したときは、基金の額は、当該処分額に相当する額減少することとした。(第二条第三項関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第二二号)

一 条例の概要

1 設立認証申請の場合の申請書類の簡素化に伴う規定の整理(第二条関係)

2 事業年度導入に伴う規定の整理(第三条関係)

二 施行期日

平成十五年五月一日から施行することとした。

◇島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第二三号)

一 条例の概要

市町村の拠出金の率を「千分の五」から「千分の一」に改めることとした。(第六条関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県立知的障害者更生施設条例及び島根県立厚生センター条例を廃止する条例(条例第二四号)

一 条例の概要

島根県立知的障害者更生施設（光風園、緑風園及び清風園）及び島根県立厚生センターを社会福祉法人島根県社会福祉事業団に移管することに伴い、島根県立知的障害者更生施設条例及び島根県立厚生センター条例を廃止することとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例の一部を改正する条例（条例第二五号）

一 条例の概要

使用料の納付について新たに規定することとした。（第三条関係）

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県立はつらつ体育館条例（条例第二六号）

一 条例の概要

1 島根県立はつらつ体育館（以下「体育館」という。）を松江市に設置することとした。（第二条関係）

2 体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。（第三条関係）

3 次に掲げる者以外の者が施設等を使用する場合は、使用料を納付しなければならないこととした。（第六条関係）

(1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）並びにその付添人

(2) 障害者の団体が障害者のために施設等を使用する場合の当該団体

(3) 障害者のための事業で県が後援するものを行う者

4 知事は、公益上の必要があると認めるときは、使用料を減免することができることとした。（第七条関係）

5 知事は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者について、その徴収を免れた金額の五倍以下の過料を科することとした。（第十四条関係）

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

二 施行期日

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇と畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例（条例第二七号）

一 条例の概要

一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとすることとした。
1 と畜場の周囲は塀等で外部と区画され、出入口には門扉が設けられていること。
2 便所は、防虫設備及び流水式手洗設備が設けられていること。
3 と畜検査員室及びと畜従業員室を設け、と畜従業員の身体又は手足の洗浄に必要な設備が設けられていること。
4 廃棄物を衛生的に処理できる設備が設けられていること。
5 獣畜運搬用の車両を洗浄する設備が設けられており、必要がある場合には駐車施設を設けること。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第二八号）

一 条例の概要

1 農業大学校の養成部門について、授業料として年額十一万六千六百円を徴収することとした。（第六条関係）

2 知事は、学業が優秀な者であって、経済的理由によって授業料の納付が困難なもの等について授業料を減免できることとした。（第八条関係）

3 既に納付した授業料は、原則として還付しないこととした。（第九条関係）

二 施行期日

平成十六年四月一日から施行することとした。

◇島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例の一部を改正する条例（条例第二九号）

一 条例の概要

バンガロー使用料の新設（別表関係）

二 施行期日

平成十六年四月一日から施行することとした。

二 施行期日

宿泊の場合	一棟一夜につき	六、三〇〇円
休憩の場合	一棟一時間につき	四五〇円

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県ふるさと雇用創出基金条例(条例第三〇号)

一 条例の概要

1 設置(第一条関係)

県及び県内の市町村が緊急に実施する地域の雇用実情に応じた雇用・就業機会を創出するための事業に要する経費に充てるため、島根県ふるさと雇用創出基金を設置することとした。

2 積立て(第二条関係)

基金として積み立てる額は、予算で定めることとした。

3 管理(第三条関係)

基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

4 運用益金の処理(第四条関係)

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、1の経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。こととした。

5 繰替運用(第五条関係)

知事は、必要があるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。こととした。

6 条例の失効(附則第二項関係)

この条例は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規定による規模を定める条例(条例第三一号)

一 条例の概要

公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項の規定による届出が必要な土地の下限面積は、都市計画区域については、百平方メートルとすることとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県砂防指定地管理条例(条例第三二号)

一 条例の概要

1 趣旨(第一条関係)

砂防指定地の管理について法令に特別の定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めることとした。

2 定義(第二条関係)

(1) 砂防指定地 砂防法(以下「法」という。)第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地

3 禁止行為(第三条関係)

砂防設備を損傷する行為を禁止することとした。

4 砂防指定地における土地の掘削等の許可(第四条関係)

砂防指定地において、知事の許可を必要とする行為について定めることとした。

5 砂防設備の占用の許可(第五条関係)

砂防設備の占用をしようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととした。

6 許可の特例(第六条関係)

4又は5の許可の特例について定めることとした。

7 許可の期間及び更新(第七条関係)

4の許可の期間は三年以内において、5の許可の期間は五年以内において知事が定めること及びその許可を更新する場合には知事の許可を受けなければならないこととした。

8 許可内容の変更(第八条関係)

4又は5の許可に係る内容の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととした。

9 着手等の届出(第九条関係)

4又は5の許可を受けた者に係る着手等の届出について定めることとした。

10 地位の承継(第十条関係)

4又は5の許可を受けた者について相続又は合併があったときの地位の承継について定めることとした。

11 地位の譲渡（第十一条関係）

4又は5の許可を受けた者は、知事の許可を受けなければその地位を譲渡することができないこととした。

12 知事の監督処分（第十二条関係）

知事が行う監督処分について定めることとした。

13 原状回復義務（第十三条関係）

5の許可を受けた者について、当該許可の期間が満了した場合、又は知事の監督処分により当該許可が取り消された場合における原状回復義務について定めることとした。

14 身分証明書の提示等（第十四条関係）

知事又はその命を受けた職員が、国土交通大臣が指定した土地への立入り等を行う際、身分証明書を携帯し、提示しなければならないこととした。

15 罰則（第十六条関係）

罰則及びその対象となる行為について定めることとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第三三号）

一 条例の概要

1 第一種中高層住居専用地域内等において、日影時間の測定を行う平均地盤面からの高さを四メートルとすることとした。（第十条関係）

2 敷地面積制限の適用範囲が改正されたことに伴い、当該制限の特例の許可の事務に係る手数料の規定を整備することとした。（別表第四関係）

3 地区計画制度の再編に伴い新設された制限の特例等の許可又は認定の事務に係る手数料を定めることとした。（別表第四関係）

4 地区計画制度の再編に伴い廃止された許可又は認定の事務に係る手数料を削除することとした。（別表第四関係）

5 総合設計制度と一団地認定制度等のほか、これらを一本化した手続が導入さ

れたことに伴い新設された制限の特例等の許可又は認定の事務に係る手数料を定めることとした。（別表第四関係）

6 その他規定の整理

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第三四号）

一 条例の概要

週休日の振替えにより、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者の定める時間を除く。）に対して、管理者が定める額を時間外勤務手当として支給することとした。（第十一条関係）

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第三五号）

一 条例の概要

附属機関の名称及び担任事務の改正（別表関係）

区分	改 正 前	改 正 後
名 称	島根県長期総合教育計画審議会 教育委員会の諮問に応じ、島根県長期総合教育計画の策定に関する重要事項を調査審議すること。	島根県総合教育審議会 教育委員会の諮問に応じ、教育の総合的な施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
担任事務		

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例（条例第三六号）

◇市町村立学校の職員定数条例の一部を改正する条例（条例第三七号）

一 条例の概要

1 高等学校の教育職員等の定数の改正

区 分	改正前		改正後		増 減
	教育職員	事務職員、技 術職員その他 の職員	教育職員	事務職員、技 術職員その他 の職員	
高等学校	二二八人	二二八人	二二六人	二二六人	△二人
盲学校、ろう 学校及び 養護学校	七九七人	八〇九人	八〇九人	八〇九人	一人
小学校及び 中学校	五、五八四人	五、五九七人	五、五九七人	五、五九七人	一人

2 その他規定の整理
二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県立体育施設条例の一部を改正する条例(条例第三八号)

一 条例の概要

- 1 県立水泳プール使用料の設定(別表第一関係)
 (1) 二十五メートルプールの屋内化に伴う使用料の設定(その他の期間)
 ア 貸切りの場合(二十五メートルプール、一時間までごと)

区 分	改正前		改正後		増 減
	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収し ない場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収し ない場合	
七月一日から八月三十一日まで	一、六一〇円	一、六一〇円	一、六一〇円	一、六一〇円	
その他の期間	三、三八〇円	三、九九〇円	三、三八〇円	三、九九〇円	
	五、一四〇円	六、〇六〇円	五、一四〇円	六、〇六〇円	
	一〇、三〇〇円	一一、一六〇円	一〇、三〇〇円	一一、一六〇円	

イ 貸切りでない場合(一人一回につき)

区 分	七月一日から八月三十一日まで	その他の期間
幼稚園児、小学生、中学生、未就学児の付添人又は見学者	二〇〇円	二二〇円
高校生、大学生又は小学校低学年の児童の付添人	四一〇円	四八〇円
それ以外の者(三歳未満の者を除く。)	六三〇円	七四〇円

(2) コース使用料の設定

ア 五十メートルプール 一コース当たり、貸切り使用料の十分の一に相当する額

イ 二十五メートルプール 一コース当たり、貸切り使用料の八分の一に相当する額

(3) トレーニング室の新設に伴う使用料の設定

ア トレーニング室使用料

区 分	貸切りの場合 (一時間までごと)	貸切りでない場合 (一人一回につき)
午前九時から午後五時まで	一、二五〇円	一 中学生 一〇〇円 二 高校生又は大学生 二二〇円 三 それ以外の者 三三〇円
午後五時から午後九時まで	一、五八〇円	三 それ以外の者 三三〇円

イ 体力測定機器を使用する場合 一人一回につき 五一〇円
 (4) 会議室の面積変更等に伴う使用料の改正

ア 改正前

区	分	第一会議室	第二会議室
午前九時から午後五時まで(一時間まで(と))		四二〇円	二五〇円

イ 改正後

区	分	全室使用	三分の二使用	三分の一使用
午前九時から午後五時まで(二時間まで(と))		七五〇円	五〇〇円	二五〇円
午後五時から午後九時まで(二時間まで(と))		一、〇四〇円	六九〇円	三四〇円

(5) 設備の新設に伴う使用料の設定

自動審判揭示装置(一式) 一日につき 二、五五〇円

2 その他規定の整備

3 関係条例の一部改正

島根県立武道施設条例の規定を整備することとした。

二 施行期日

平成十五年七月一日から施行することとした。

◇警察に関する手数料条例の一部を改正する条例(条例第三九号)

一 条例の概要

指定講習機関の収入とする手数料に指定講習機関が行う取消処分者講習に係る手数料を追加することとした。(第三条関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県議会委員会条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)

一 条例の概要

1 本庁組織再編に対応する総務委員会の所管事項に係る改正

改正前	改正後
総務部、企画振興部、教育委員会及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	政策企画局、総務部、地域振興部、教育委員会及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

2 改選後の委員会の名称、委員定数及び所管事項に係る改正

改正前	改正後
総務委員会 十人 政策企画局、総務部、地域振興部、教育委員会及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	総務委員会 十人 政策企画局、総務部、地域振興部及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
環境厚生委員会 十人 環境生活部及び健康福祉部の所管に関する事項	文教厚生委員会 九人 健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項
農林水産委員会 十人 農林水産部、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項	農水商工委員会 十人 農林水産部、商工労働部、地方労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項
商工建設委員会 十一人 商工労働部、土木部、企業局、地方労働委員会及び収用委員会の所管に関する事項	建設環境委員会 十人 環境生活部、土木部、企業局及び収用委員会の所管に関する事項

3 会議の公開に係る改正

委員会の会議は、原則公開とし、傍聴に関し必要な事項は議長が別に定めることとした。

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。ただし、一の2及び3については同月三十日から施行することとした。

◇議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四一号)

一 条例の概要

1 減額率の変更

改正前	減 額 対 象 者	減 額 率
議員	減 額 対 象 者	百分の五
議長		百分の十
改正後	副議長及び議員(議長及び副議長を除く。)	百分の七

2 減額期間

改 正 前	改 正 後
平成十四年七月一日から平成十五年四月二十九日まで	平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例(条例第四二号)

一 条例の概要

1 地方自治法第百三十八条の四第三項に規定する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)について、その設置及び構成員の選任等に関し基本となる事項を定めることにより、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加の促進を図ることを目的とすることとした。(第一条関係)

2 知事その他の執行機関(以下「執行機関」という。)は、附属機関を設置するに当たって、総合的かつ効果的な行政の実現を図るため、その設置の必要性に特に配慮することとした。(第二条関係)

3 執行機関は、附属機関等の構成員の男女の均等な登用を促進するため、男女のいずれか一方の構成員の数が総数の十分の四未満とならないように努めることとした。(第三条関係)

4 執行機関は、附属機関等が担任する事務を勘案し、必要に応じて構成員の公募を行い、応募者の中から構成員を選任するよう努めることとした。(第四条関係)

5 執行機関は、同一人が構成員に就任する附属機関の数を、すべての附属機関を通じて四以内とするよう努めることとした。(第五条関係)

6 執行機関は、1の目的を達成するため、必要に応じて附属機関等の設置及び構成員の選任その他運営に関し見直しを行うこととした。(第六条関係)

7 知事は、毎年度、附属機関に関するこの条例の施行状況を議会に報告することとした。(第七条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、この条例の施行の際、現に就任している構成員については、当該構成員の任期が満了するまでは、この条例の規定は適用しないこととした。

条

例

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第一号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和五十九年島根県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表新規就農者経営安定資金の項貸付金の種類の欄中「市町村に対して、」を「市町村へ当該貸付けに必要な資金の貸付けを行う財団法人しまね農業振興公社（以下この項において「公社」という。）に対して、新規就農者ごとに」に改め、同項免除の条件の欄第一号中「従事したとき」を「従事した場合において、公社が債務を免除したとき」に改め、同欄第二号中「認められるとき」を「認められる場合において、公社が債務を免除したとき」に改める。

第二条の表林業就業促進資金の項の次に次のように加える。

伝統工芸雇用就業資金	県内の伝統工芸品産業の後継者を確保育成するため、認定事業主（県内において知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品（以下この項において「指定工芸品」	一 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて一年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。	一年目の貸付けに係る債務の全部
	二 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続		二年目の貸

附 則

	<p>という。)の製造に従事しようとする者を新たに雇用する製造事業者であつて、製造事業者の概要、新規後継者及び研修項目を内容とした後継者育成計画の作成整備を行い、知事の認定を受けたものという。以下この項において同じ。)に対する資金の貸付けを行う社団法人島根県物産協会(以下この項において「協会」という。)に対して、認定事業主が雇用した就業者(以下この項において「雇う就業者」という。)ごとに三年間を超えない期間貸し付けた資金</p>
<p>いて二年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。</p> <p>三 認定事業主が雇用就業者を雇用開始後引き続いて三年間雇用した場合において、協会が債務を免除したとき。</p> <p>四 雇用就業者が認定事業主の責めによらない事由により退職した場合において、協会が債務を免除したとき。</p> <p>五 雇用就業者が死亡した場合、又は心身に重度の障害を有することとなつた場合その他やむを得ない事由により指定工芸品の製造に従事することができなくなつたと認められる場合において、協会が債務を免除したとき。</p> <p>六 認定事業主が死亡した場合、又は災害、疾病その他やむを得ない事由により貸付金を返還することが著しく困難であると認められる場合において、協会が債務を免除したとき。</p>	<p>協会が債務を免除したとき。</p> <p>三年目の貸付けに係る債務の全部</p> <p>三年目の貸付けに係る債務の全部</p> <p>債務の全部</p> <p>債務の全部</p> <p>又は一部</p>
	<p>付けに係る債務の全部</p> <p>三年目の貸付けに係る債務の全部</p> <p>債務の全部</p> <p>債務の全部</p> <p>又は一部</p>

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に貸付けの決定を行った新規就農者経営安定資金については、なお従前の例による。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年島根県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第十二号の上欄を次のように改める。

十二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

1 法第九条第一項の規定による鳥獣捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可（鳥獣による生活環境、農林水産業若し

くは生態系に係る被害防止の目的又は法第七条第二項第五号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的でかすみ網を使用する方法以外の猟法を用いて狩猟鳥獣(ツキノワグマ及びニホンジカを除く。)、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、トビ、ドバト、タイワンシロガラシ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース若しくはノヤギの捕獲等をしようとする場合、カルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス若しくはハシブトガラスの卵の採取等をしようとする場合又は飼養の目的でかすみ網を使用する以外の猟法を用いてメジロ若しくはホオジロの捕獲をしようとする場合に係るものに限る。)

- 2 法第九条第七項の規定による許可証の交付(1に規定する許可に係るものに限る。以下14まで同じ。)
- 3 法第九条第八項の規定による従事者証の交付
- 4 法第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付
- 5 法第九条第十項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理
- 6 法第九条第十二項の規定による報告の徴収
- 7 法第十条第二項の規定による許可の取消し
- 8 法第十九条第一項の規定による登録
- 9 法第十九条第三項の規定による登録票の交付
- 10 法第十九条第五項の規定による登録票の有効期間の更新
- 11 法第十九条第六項の規定による登録票の再交付
- 12 法第二十条第三項の規定による届出の受理
- 13 法第二十一条第一項の規定による登録票の返納の受理

- 14 法第二十二條第二項の規定による登録の取消し
- 15 法第二十四條第一項の規定による販売の許可（ヤマドリに限る。以下21まで同じ。）
- 16 法第二十四條第四項の規定による条件の付加
- 17 法第二十四條第五項の規定による販売許可証の交付
- 18 法第二十四條第六項の規定による販売許可証の再交付
- 19 法第二十四條第八項の規定による販売許可証の返納の受理
- 20 法第二十四條第九項の規定による必要な措置を執ることの命令
- 21 法第二十四條第十項の規定による許可の取消し
- 22 法第七十五條第一項の規定による報告の徴収（1の許可に係るものに限る。）
- 23 法第七十五條第三項の規定による立入検査（1、8又は15の処分に係るものに限る。）
- 24 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第七條第十項若しくは第十一項、第二十條第五項又は第二十四條第五項の規定による住所等の変更の届出の受理
- 25 1から24までに掲げる事務のほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

（島根県手数料条例の一部改正）

第二条 島根県手数料条例（平成十二年島根県条例第五号）の一部を次のように改正する。
別表四十一の項を次のように改める。

<p>四十一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料</p>	<p>(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。)第三十九条第一項の規定に基づく狩猟免許を受けようとする者</p> <p>イ 法第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許</p> <p>ロ その他の者の狩猟免許</p> <p>(二) 法第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免状の再交付を受けようとする者</p> <p>(三) 法第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新を受けようとする者</p> <p>(四) 法第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録を受けようとする者</p> <p>(五) 法第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付を受けようとする者</p> <p>(六) 法第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者記章の再交付を受けようとする者</p>	<p>四千元</p> <p>五千三百円</p> <p>千円</p> <p>二千九百円</p> <p>千九百円</p> <p>千円</p>
-------------------------------------	--	--

(島根県県税条例の一部改正)

第三条 島根県県税条例(昭和五十一年島根県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第四条の表狩猟者登録税の項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条の三第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十五条第一項」に改める。

(島根県自然環境保全条例の一部改正)

第四条 島根県自然環境保全条例(昭和四十八年島根県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月十六日から施行する。

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三号

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部改正）

第一条 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和四十五年島根県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。

（島根県道路占用料徴収条例の一部改正）

第二条 島根県道路占用料徴収条例（昭和二十八年島根県条例第十八号）の一部を次のように改正する。
別表中「郵便差出箱」の下に「及び信書便差出箱」を加える。

（島根県立都市公園条例の一部改正）

第三条 島根県立都市公園条例（昭和四十九年島根県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「郵便差出箱」の下に「及び信書便差出箱」を加える。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第四号

地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（旅館業法施行条例の一部改正）

第一条 旅館業法施行条例（昭和四十五年島根県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第二条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

（構造設備の基準）

第二条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百二十二号。以下この条において「令」という。）第一条第一項第十二号の条例で定めるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 洋式構造の自由に入出入りできる玄関及び玄関広間を有し、かつ、洋式客室数が総客室数の二分の一以上であること。

- 二 食堂を設ける場合は、洋食を提供することのできる洋式構造の食堂を設けること。
 - 三 客室の幅員は、二メートル以上であること。
 - 四 客室は、天井を設けること。
 - 五 客室又は各階の便利な位置に、便所及び洗面所を設けること。
 - 六 便所は、客用と自家用に区分すること。
 - 七 共用の便所は、定員十人につきおおむね大便器一個及び小便器二個（大小兼用の便器の場合は、二個）を設けること。
 - 八 便所には、流水装置の手洗設備を設けること。
 - 九 共用の大便所には、内戸締装置を設けること。
 - 十 洗面所は、耐水材料で造るか又は防水処置を施すこと。
 - 十一 洗面所には、おおむね定員五人につき一個の水栓を設けること。
 - 十二 浴室は、外部から見通すことのできない構造とすること。
- 2 令第一条第二項第十号の条例で定める旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 適当な場所に必要な数の押入れ又は寝具入れを設けること。
 - 二 客室には天井を設け、他の客室や廊下等との境界は、壁又は建具で区画されていること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、前項第三号及び第五号から第十二号までに掲げる基準に適合するものであること。
 - 3 令第一条第三項第七号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を施すこと。
 - 二 客室の幅員は、一・八メートル以上であること。

- 三 客に食事を提供しないものにあつては、必要に応じて自炊場を設けること。
- 四 共同用の便所は、定員十人につき大便器及び小便器各一個（大小兼用の便器の場合は、二個）を設けること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、第一項第五号及び第八号から第十二号まで並びに前項第二号に掲げる基準に適合するものであること。
- 4 令第一条第四項第五号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 客室の数は、三室以上とし、一室の床面積は、おおむね四・九平方メートル以上であり、かつ、客室の幅員は、一・八メートル以上であること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、第一項第五号及び第八号から第十二号まで、第二項第二号並びに前項第一号、第三号及び第四号に掲げる基準に適合するものであること。
- 5 季節的状況、地理的状況その他特別の事情により令第二条による基準の特例を適用する施設の構造設備の基準は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 一 客室の総床面積は、おおむね十九・八平方メートル以上であること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、第一項第五号及び第八号から第十二号まで、第二項第二号並びに第三項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。
- 6 前項に掲げるもののうち、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項に該当しない施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 階段の幅員は七十五センチメートル以上、けあげは二十二センチメートル以下、踏面は二十一センチメートル以上であること。
 - 二 廊下の幅員は、七十五センチメートル以上であること。

三 雨水及び汚水が支障なく排水でき、かつ、床が木造であるときは、床下の通風を良好にする等防湿の措置を施すこと。
四 前三号に掲げるもののほか、第一項第五号及び第八号から第十二号まで、第二項第二号並びに第三項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するものであること。

(理容師法施行条例の一部改正)

第二条 理容師法施行条例（平成十一年島根県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第二条 理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次の各号のい
ずれかに該当する場合とする。

一 理容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う場合

二 社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合

三 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十三条第一項第一号に規定する収容施設に出張して、避難している者に対して業を行う場合

四 前三号に定めるもののほか、知事が特別の事情があると認められた場合

(美容師法施行条例の一部改正)

第三条 美容師法施行条例（平成十一年島根県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。
(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第二条 美容師法施行令（昭和三十二年政令第二百七十七号）第四条第三号に規定する条例で定める場合は、次の各号のい

ずれかに該当する場合とする。

- 一 美容所がない離島及び山間地に居住する者の求めに応じ、出張して業を行う場合
- 二 社会福祉施設に出張して、入所している者に対して業を行う場合
- 三 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十三条第一項第一号に規定する収容施設に出張して、避難している者に対して業を行う場合

- 四 前三号に定めるもののほか、知事が特別の事情があると認められた場合

（都市計画法施行条例の一部改正）

第四条 都市計画法施行条例（平成十二年島根県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（市街化調整区域における開発行為の面積要件の特例）

第七条 政令第三十一条ただし書の規定により、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為につき条例で別に定める面積は、市街化区域との境界から規則で定める距離の範囲の区域及び規則で別に定める区域においては、五ヘクタールとする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県条例第五号

島根県情報公開条例及び島根県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第一条 島根県情報公開条例(平成十二年島根県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号ハ中「公務員」を「公務員等」に、「及び地方公務員法」を「(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等)をいう。以下同じ。)」の役員及び職員並びに地方公務員法」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同条第三号及び第五号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第六号ホ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

(島根県個人情報保護条例の一部改正)

第二条 島根県個人情報保護条例(平成十四年島根県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「国」の下に「、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)」を加え、同条第六号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第七号ホ中「又は」を「若しくは」に改め、「経営する企業」の下に「又は独立行政法人等」を加える。

附 則

(施行期日)

島根県知事 澄 田 信 義

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(島根県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の島根県情報公開条例第七条の規定は、この条例の施行の日以後になされた公開請求について適用し、同日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

(島根県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の島根県個人情報保護条例第十三条の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示請求について適用し、同日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第六号

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年島根県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十二号を第二十三号とし、第十八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 社会福祉法人島根県社会福祉協議会

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第七号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号。以下「法」という。）第二条第三号、第三条第一項、第五条第一項及び第六条並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外となる職員)

第二条 法第二条第三号に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職を占める職員とする。

- 一 法第二条第一号に規定する公設試験研究機関（以下この条において「公設試験研究機関」という。）の長の職
- 二 公設試験研究機関の長を補佐する次長等の職

(任期を定めた採用)

第三条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者（この号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。）を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

（任期の更新）

第四条 任命権者は、法第五条第一項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額 円
1	414,000
2	489,000
3	568,000
4	661,000
5	771,000
6	880,000

2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給 料 月 額
1	340,000
2	380,000
3	411,000

3 任命権者は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

4 任命権者は、第一号任期付研究員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる六号給の給料月額にその額と同表に掲げる五号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号。以下「給与条例」という。）の医療職給料表（一）の四級の特七号給の額未満の額に限る。）又は給与条例の医療職給料表（一）の四級の特七号給の額に相当する額とすることができる。

5 任命権者は、第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。

6 第三項の規定による号給の決定、第四項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（給与条例等の適用除外等）

第六条 給与条例第三条、第四条、第七条から第九条まで、第九条の五、第十五条の八及び第十七条の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

2 給与条例第十三条から第十五条までの規定は、第一号任期付研究員には、適用しない。

3 第一号任期付研究員に対する給与条例第十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「管理職員又は中央病院の院長」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第七号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第二項中「管理職員に」とあるのは「任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員に」とする。

4 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第十五条の五の規定の適用については、同条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

5 第一号任期付研究員に対する職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十六年島根県条例第五号）第三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「給与条例第七条の二第一項に規定する管理職員」とあるのは「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第七号）第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（職員の休日及び休暇に関する条例の適用除外）

第七条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号。以下「職員休日休暇条例」という。）第十三条の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

（職員の退職手当に関する条例の適用除外）

第八条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）第一条の二第二項第四号の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

（第一号任期付研究員の裁量による勤務）

第九条 任命権者は、第一号任期付研究員の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に

当該第一号任期付研究員の裁量に委ねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該第一号任期付研究員を、職員の勤務時間に関する条例（昭和二十七年島根県条例第九号。以下「勤務時間条例」という。）の規定による勤務時間の割振りを行わず、かつ、職務遂行の方法等に関し具体的な指示を行わないこととして、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、人事委員会規則の定めるところにより、その勤務の状況について任命権者に報告しなければならない。

2 前項の場合における第一号任期付研究員の勤務時間の算定については、月曜日から金曜日までの五日間において、人事委員会規則で定める時間帯について勤務時間条例第三条第二項の規定により一日につき八時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の人事委員会規則で定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとはみなす。

3 勤務時間条例第三条第二項、第四条及び第五条の規定並びに職員休日休暇条例第三条の規定は、前項の第一号任期付研究員には、適用しない。
(人事委員会規則への委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第八号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「法」という。)第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項並びに地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的

な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

四 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第三条 任命権者は、法第五条第一項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
	円
1	409,000
2	462,000
3	520,000
4	592,000
5	676,000
6	790,000
7	923,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定

する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号。以下「職員給与条例」という。）の医療職給料表(一)の四級の特七号給の額未満の額に限る。）又は職員給与条例の医療職給料表(一)の四級の特七号給の額に相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第二項の規定による号給の決定、第三項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（職員給与条例等の適用除外等）

第五条 職員給与条例第三条から第四条まで、第七条から第九条まで、第九条の五、第十三条から第十五条までの八の規定、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和二十九年島根県条例第六号。以下「県立学校教育職員給与条例」という。）第四条、第五条、第六条、第十一条、第十七条から第十九条の二まで及び第二十五条から第二十五条の四までの規定、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和二十九年島根県条例第七号。以下「市町村立学校教職員給与等条例」という。）第五条から第七条まで、第十二条、第十五条の二から第十七条の二まで、第十九条の五、第十九条の五の二、第十九条の八及び第二十条第二項（勤勉手当に係る部分に限る。）の規定並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年島根県条例第五十九号。以下「企業職員給与条例」という。）第四条から第六条まで、第六条の三、第十条から第十三条まで及び第十六条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 職員給与条例第十七条の規定は、特定任期付職員及び第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「一般任期付職員」という。）には、適用しない。

3 特定任期付職員に対する職員給与条例第九条の三、第十五条の三及び第十五条の五の規定の適用については、職員給与条例第九条の三中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員に限る。）」と、「同条」とあるのは「前条」と、職員給与条例第十五条の三第一項中「管理職員又は中央病院の院長」とあるのは「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第二項中「管理職員」とあるのは「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（中央病院の院長を除く。）に」と、職員給与条例第十五条の五第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

4 特定任期付職員に対する県立学校教育職員給与条例第二十二条の二及び第二十四条の規定の適用については、県立学校教育職員給与条例第二十二条の二第一項中「管理職員又は大学の学長」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第二項中「管理職員に」とあるのは「任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員に」と、県立学校教育職員給与条例第二十四条第二項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の百七十」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」とする。

5 特定任期付職員に対する市町村立学校教職員給与等条例第十九条の七及び第二十条の規定の適用については、市町村立学校教職員給与等条例第十九条の七第一項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、市町村立学校教職員給与等条例第

二十条第二項中「県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和二十九年島根県条例第六号）別表第二に掲げる高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和二十九年島根県条例第六号）の適用を受ける任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

6 特定任期付職員に対する企業職員給与条例第十四条の二の規定の適用については、同条中「第四条の規定に基づき管理職手当を支給される職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

7 特定任期付職員に対する職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十六年島根県条例第五号）第三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「給与条例第七条の二第一項に規定する管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

（職員の休日及び休暇に関する条例の適用除外）

第六条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和二十七年島根県条例第十号）第十三条の規定は、特定任期付職員及び一般任期付職員には、適用しない。

（職員の退職手当に関する条例の適用除外）

第七条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）第一条の二第一項第四号の規定は、特定任期付職員及び一般任期付職員には、適用しない。

（人事委員会規則への委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第九項中「五十八歳」を「五十五歳」に、「六十歳」を「五十七歳」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、勤務時間条例第五条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第三条第二項又は第四条により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（人事委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第十六条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

2 平成十五年四月一日(以下「基準日」という。)前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の表の上欄に定める職員の区分ごとに基準日現在の年齢が同表の中欄に定める年齢の区分に該当するものにあつては、この条例による改正後の職員の給与に関する条例第四条第九項の規定にかかわらず、同表の下欄に定める年齢に達する日の属する年度の末日までは、従前の例により昇給させることができる。

職員の区分	基準日現在の年齢	昇給停止年齢
医療職給料表(一)を適用する職員以外の職員	五十七歳以上	五十八歳
	五十五歳から五十六歳まで	五十七歳
	五十三歳から五十四歳まで	五十六歳
医療職給料表(一)を適用する職員	五十九歳以上	六十歳
	五十七歳から五十八歳まで	五十九歳
	五十五歳から五十六歳まで	五十八歳

3 基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、人事委員会規則の定めるところにより昇給させることができる。

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十号

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和二十九年島根県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（昇給停止に関する経過措置）

2 平成十五年四月一日（以下「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける教育職員のうち、基準日現在の年齢が次の表の上欄に定める年齢の区分に該当するものにあつては、この条例による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例第十一条第四項の規定にかかわらず、同表の下欄に定める年齢に達する日の属する年度の末日までは、従前の例により昇給させることができる。

基準日現在の年齢	昇給停止年齢
五十七歳以上	五十八歳
五十五歳から五十六歳まで	五十七歳
五十三歳から五十四歳まで	五十六歳

3 基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった教育職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定の適用を受ける教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員については、人事委員会規則の定めるところにより昇給させるこ

とができる。

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十一号

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和二十九年島根県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「五十八歳」を「五十五歳」に改める。

第十九条の五に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、第二十二條の四の規定により、あらかじめ第二十二條の二第二項又は第二十二條の三により割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた学校栄養職員及び事務職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（県教育委員会規則で定める時間を除く。）に対して、勤務一時間につき、第二十条の二第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五から百分の五十までの範囲内で県教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

2 平成十五年四月一日（以下「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける教職員のうち、基準日現在の年齢が次の表の上欄に定める年齢の区分に該当するものにあつては、この条例による改正後の市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第十二条第四項の規定にかかわらず、同表の下欄に定める年齢に達する日の属する年度の末日までは、従前の例により昇給させることができる。

基準日現在の年齢	昇給停止年齢
五十七歳以上	五十八歳
五十五歳から五十六歳まで	五十七歳
五十三歳から五十四歳まで	五十六歳

3 基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められる教職員については、県教育委員会規則の定めるところにより昇給させることができる。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号）の一部を次のように改正する。
第五条第四項中「第二十条の三」を「第二十条の五第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十六年島根県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「林業技術センター」を「中山間地域研究センター」に改める。

第八条第一項第二号中「種畜センター」を「中山間地域研究センター、種畜センター」に改める。

第十一条第一項第九号中「花振興センター又は林業技術センター」を「又は花振興センター」に改め、同項第十二号中「第十一条の二」を「第十三条」に改める。

第三十条の二第一項中「商工企画課」を「商工政策課」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

知事等の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十四号

知事等の給料の特例に関する条例

知事等の給料の特例に関する条例（平成十四年島根県条例第三十七号）の全部を改正する。

（知事の給料の特例）

第一条 知事の給料の月額は、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十三年島根県条例第八十八号。以下「特別職給与条例」という。）第二条第三項の規定にかかわらず、特別職給与条例第一号表に定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

（副知事、出納長及び常勤の監査委員の給料の特例）

第二条 副知事、出納長及び常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、特別職給与条例第二条第三項の規定にかかわらず、特別職給与条例第一号表に定める額から当該額に百分の七を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同表に定める額とする。

(教育長の給料の特例)

第三条 教育長の給料の月額、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十二年島根県条例第六十二号)第三条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に百分の七を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

職員の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十五号

職員の給料の特例に関する条例

(職員の給料の特例)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年島根県条例第一号。以下「職員条例」という。)第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下この条において「職員」という。)の給料月額は、平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、職員条例第三条から第四条の二までの規定(以下この条において「職員条例第三条等の規定」という。)にかかわらず、職員条例第三条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の

額及び勤務一時間当たりの給与額（職員条例第十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、職員条例第三条等の規定により定められる額とする。

一 中央病院の院長及び職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号）別表第三に掲げる管理職手当の支給割合が百分の二十五又は百分の二十とされている職員 百分の五

二 職員条例第七条の二第一項に規定する管理又は監督の地位にある職員（前号に掲げる職員を除く。） 百分の四

三 前二号に掲げる職員以外の職員 百分の三

（教育職員の給料の特例）

第二条 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和二十九年島根県条例第六号。以下「県立学校条例」という。）第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける教育職員（以下この条において「教育職員」という。）の給料月額は、特例期間において、県立学校条例第四条、第四条の二、第六条及び第十二条の規定（以下この条において「県立学校条例第四条等の規定」という。）にかかわらず、県立学校条例第四条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる教育職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、教職調整額及び手当の額の算出の基礎となる給料月額は、県立学校条例第四条等の規定により定められる額とする。

一 大学の学長及び県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和三十二年島根県人事委員会規則第十一号）別表第十三に掲げる管理職手当の支給割合が百分の二十五又は百分の二十とされている教育職員 百分の五

二 県立学校条例第十七条の二第一項に規定する管理又は監督の地位にある教育職員（前号に掲げる教育職員を除く。） 百分の四

三 前二号に掲げる教育職員以外の教育職員 百分の三

（教職員の給料の特例）

第三条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和二十九年島根県条例第七号。以下「市町村立学校条例」という。）

第五条第一項に規定する給料表の適用を受ける教職員（以下この条において「教職員」という。）の給料月額は、特例期間において、市町村立学校条例第五条、第七条及び第十二条の二の規定（以下この条において「市町村立学校条例第五条等の規定」という。）にかかわらず、市町村立学校条例第五条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、給料の調整額、教職調整額、手当の額及び勤務一時間当たりの給与額（市町村立学校条例第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、市町村立学校条例第五条等の規定により定められる額とする。

一 市町村立学校条例第十五条の三第一項に規定する管理又は監督の地位にある教育職員 百分の四

二 前号に掲げる教職員以外の教職員 百分の三

（任期付研究員等の給料の特例）

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第七号。以下この条において「任期付研究員条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年島根県条例第八号。以下この条において「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員（任期付職員条例第五条第二項に規定する一般任期付職員を除く。以下この条において「職員」という。）の給料月額は、特例期間において、任期付研究員条例第五条第一項、第二項及び第四項並びに任期付職員条例第四条第一項及び第三項の規定（以下この条において「任期付研究員条例第五条等の規定」という。）にかかわらず、任期付研究員条例第五条等の規定により定められる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務一時間当たりの給与額（職員条例第十二条又は市町村立学校条例第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）の算出の基礎となる給料月額は、任期付研究員条例第五条等の規定により定められる額とする。

- 一 任期付研究員条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員（次号において「第一号任期付研究員」という。）（三号給以下の給料月額を受ける職員を除く。）及び任期付職員条例第四条第一項に規定する特定任期付職員（次号において「特定任期付職員」という。）（四号給以下の給料月額を受ける職員を除く。） 百分の五
- 二 第一号任期付研究員及び特定任期付職員（前号に掲げる職員を除く。） 百分の四
- 三 任期付研究員条例第五条第二項に規定する第二号任期付研究員 百分の三

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県部設置条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十六号

島根県部設置条例

島根県部設置条例（昭和四十七年島根県条例第四十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十八条第一項及び第二項の規定に基づき、部の設置に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（部）

第二条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、県に次の部を置く。

政策企画局

総務部

地域振興部

環境生活部

健康福祉部

農林水産部

商工労働部

土木部

(所掌事務)

第三条 部の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画局

一 県の総合的な政策の企画及び調整に関する事項

二 秘書、広聴及び広報に関する事項

三 統計調査に関する事項

総務部

一 職員に関する事項

二 議会及び県の行政一般に関する事項

三 県の予算、税その他の財務に関する事項

四 財産管理及び営繕に関する事項

五 危機管理、消防及び防災に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか他部の主管に属しない事項

地域振興部

一 地域振興及び中山間地域対策に関する事項

二 市町村その他の地方公共団体の行政一般に関する事項

三 情報化の推進に関する事項

四 交通対策に関する事項

五 土地及びエネルギー対策に関する事項

環境生活部

一 社会貢献活動の推進及び消費生活に関する事項

二 男女共同参画社会の形成に関する事項

三 人権施策の推進及び同和対策に関する事項

四 文化振興及び国際交流に関する事項

五 環境の保全及び自然保護に関する事項

健康福祉部

一 児童・母子福祉及び少子化対策に関する事項

二 高齢者及び障害者の福祉に関する事項

三 医療及び保健衛生に関する事項

四 薬事及び食品衛生に関する事項

農林水産部

- 一 農業の振興に関する事項
- 二 林業の振興に関する事項
- 三 水産業の振興に関する事項
- 四 土地改良事業に関する事項
- 五 森林の保全に関する事項
- 六 漁港及び漁場の整備に関する事項

商工労働部

- 一 産業の振興に関する事項（他部の主管に属するものを除く。）
- 二 企業立地の促進に関する事項
- 三 中小企業の経営支援に関する事項
- 四 観光の振興に関する事項
- 五 労働に関する事項

土木部

- 一 道路に関する事項
- 二 河川及び砂防に関する事項
- 三 港湾及び空港に関する事項
- 四 都市計画及び下水道に関する事項

五 住宅及び建築に関する事項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
(島根県固定資産評価審議会条例の一部改正)
- 2 島根県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年島根県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。
第四条中「総務部地方課」を「地域振興部」に改める。
(島根県国土利用計画審議会条例の一部改正)
- 3 島根県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年島根県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。
第六条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。
(島根県土地利用審査会条例の一部改正)
- 4 島根県土地利用審査会条例(昭和四十九年島根県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。
第五条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十七号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年島根県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第八号の下欄中「益田市及び」を「益田市、大田市及び」に改め、同表第九号を次のように改める。

九 削除

第二条の表第十八号の上欄の2中「第三十一条の二第二項第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ニ」に、「第十二条の三第四項第十一号ニ」を「第六十二条の三第四項第十二号ニ」に改め、同表第二十五号の上欄中17を削り、16を17とし、10から15までを11から16までとし、同欄の9中「第五十四条の二第二項第二号」を「第五十三条の二第二項第三号又は第四号」に、「に関する」を「の最低限度の特例の」に改め、同欄中9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 法第五十三条第四項の規定による建築物の建ぺい率に関する特例の許可に係る申請の受理
第二条の表第二十五号の上欄の18から23までを次のように改める。

18 法第六十八条の三第一項から第三項までの規定による再開発等促進区等の区域における制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理

19 法第六十八条の三第四項の規定による再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さに関する許可に係る申請の受理

20 法第六十八条の四第一項の規定による建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理

21 法第六十八条の五の二第二項の規定による地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の高さに関する許可に係る

申請の受理

- 22 法第六十八条の五の四第一項の規定による区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理
- 23 法第六十八条の五の四第二項の規定による区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの制限の適用除外に関する認定に係る申請の受理
- 第二条の表第二十五号の上欄の30を次に改める。
- 30 法第八十六条第三項の規定による敷地内に広い空地を有し、かつ総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可に係る申請の受理
- 第二条の表第二十五号の上欄中40を44とし、32から39までを36から43までとし、同欄の31中「の認定」を「に係る認定又は許可」に改め、同欄中31を35とし、30の次に次のように加える。
- 31 法第八十六条第三項の規定による総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可に係る申請の受理
- 32 法第八十六条第四項の規定による既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さに関する許可に係る申請の受理
- 33 法第八十六条の二第二項の規定による同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に関する許可に係る申請の受理
- 34 法第八十六条の二第三項の規定による同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可に係る申請の受理

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の表第二十五号に係る改正規定は、公布の日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十八号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例(平成十二年島根県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表四の項第二号中「第三十一条の二第二項第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ニ」を「第六十二条の三第四項第十二号ニ」に改める。

別表二十四の項を次のように改める。

<p>二十四 児童福祉法関係手数料</p>	<p>(一) 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下この項において「法」という。)第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験を受けようとする者</p> <p>(二) 法第十八条の十八第一項の規定に基づく保育士の登録を受けようとする者</p> <p>(三) 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号。以下この項において「政令」という。)第十七条第一項の規定に基づく保育士登</p>	<p>八千九百円</p> <p>四千二百円</p> <p>千六百元</p>
-----------------------	---	---------------------------------------

	<p>録証の書換え交付を受けようとする者</p> <p>(四) 政令第十八条第一項の規定に基づく保育士登録証の再交付を受けようとする者</p>	<p>千百円</p>
--	---	------------

別表四十六の項の次に次のように加える。

<p>四十六の二 遊漁船業 の適正化に関する法 律関係手数料</p>	<p>(一) 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号。以下この項において「法」という。)第三条第一項の規定に基づく遊漁船業者の登録を受けようとする者</p> <p>(二) 法第二条第二項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新を受けようとする者</p>	<p>一万六千円</p> <p>一万二千円</p>
--	---	---------------------------

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表二十四の項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

島根県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第十九号

島根県税条例の一部を改正する条例

島根県税条例(昭和五十一年島根県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「第二十一条第四号又は第四十六条第十二号」を「第二十一条第二号又は第四十六条第十三号」に改める。

第八条中「次に掲げる者で収益事業以外の事業を行うもの」を「次の各号のいずれかに該当する者で収益事業を行わないもの」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条ただし書、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

第四十六条第五号を次のように改める。

五 へき地巡回診療を行う者が所有する自動車のうち、当該診療の用に供する自動車(前条第三号に規定するへき地巡回診療の用に供する自動車を除く。)

第四十六条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 財団法人島根県環境保健公社又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関が所有する自動車のうち、結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)又は労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定に基づく検診の用に供する自動車

第六十条第二号を次のように改める。

二 へき地巡回診療を行う者が取得した当該診療の用に供する自動車(前号に規定するへき地巡回診療の用に供する自動車を除く。)

第六十条に次の一号を加える。

三 財団法人島根県環境保健公社又は医療法第三十一条に規定する公的医療機関が取得した救急自動車又は結核予防法、老人保健法若しくは労働安全衛生法の規定に基づく検診の用に供する自動車

附則第十五項を削り、附則第十六項から附則第十九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第二十項の表中「第二十項第一号」を「第十九項第一号」に、「第二十項第二号」を「第十九項第二号」に、「第二十項第三号」を「第十九項第三号」に、「第二十項第四号」を「第十九項第四号」に改め、同項を附則第十九項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第八条の規定は、平成十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十二条第二項第三号の期間に係る法人の県民税について適用し、同日前に終了した同号の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第二十一条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県条例第二十号

特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）の設立当初の活動を支援することにより、県民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与するため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定に基づき、県税の課税免除について島根県県税条例（昭和五十一年島根県条例第十号）の特例を定めるものとする。

(法人の県民税の課税免除)

第二条 知事は、特定非営利活動法人で収益事業（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第七条の四に規定する収益事業をいう。）を行うものに対しては、当該特定非営利活動法人の設立の日から三年以内に終了する各事業年度のうち、当該収益事業における所得の計算上益金の額が損金の額を超えない事業年度に係る法人の県民税の均等割を免除することができる。

(不動産取得税の課税免除)

第三条 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から三年以内に特定非営利活動に係る事業（法第十一條第一項第三号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。次条において同じ。）の用に供するための不動産を無償で譲り受けたときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除することができる。

島根県知事 澄 田 信 義

(自動車取得税の課税免除)

第四条 知事は、特定非営利活動法人が当該特定非営利活動法人の設立の日から三年以内に特定非営利活動に係る事業の用に供するための自動車を無償で譲り受けたときは、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税を免除することができる。

(課税免除の申請)

第五条 前三条の規定による県税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより知事に申請しなければならない。

(決定及び通知)

第六条 知事は、前条の規定による申請があつた場合において、この条例の規定による課税免除をすべきものと認めるときは、課税免除の決定をするものとする。

2 知事は、前項の規定による決定をしたときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
(規則への委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(法人の県民税の課税免除に関する経過措置)

2 第二条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の県民税の均等割について適用する。

(不動産取得税の課税免除に関する経過措置)

3 第三条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。
(自動車取得税の課税免除に関する経過措置)

4 第四条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

島根県土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二十一号

島根県土地開発基金条例の一部を改正する条例

島根県土地開発基金条例(昭和四十四年島根県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項を次のように改める。

2 知事は、必要があるときは、予算の定めるところにより、前項の額を超えて基金に資金を追加して積み立て、又は当該追加して積み立てた額に相当する額の範囲内で基金を処分することができる。

3 前項の規定による積立て又は処分が行われたときは、基金の額は、当該積立ての額に相当する額増加し、又は当該処分の額に相当する額減少するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二十二号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年島根県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十条第一項第二号ロ」を「第十条第一項第二号ハ」に改める。

第三条中「毎年（事業年度を設けている場合は、毎事業年度）」を「毎事業年度」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年五月一日から施行する。

島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二十三号

島根県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

島根県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年島根県条例第十四号）の一部を次のように改正する。
第六条中「千分の五」を「一万分の一」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立知的障害者更生施設条例及び島根県立厚生センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二十四号

島根県立知的障害者更生施設条例及び島根県立厚生センター条例を廃止する条例

島根県立知的障害者更生施設条例（昭和四十三年島根県条例第四十一号）及び島根県立厚生センター条例（昭和五十年島根県条例第六十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県条例第二十五号

島根県立知的障害児施設条例及び島根県立身体障害者授産センター条例の一部を改正する条例

(島根県立知的障害児施設条例の一部改正)

第一条 島根県立知的障害児施設条例(昭和四十四年島根県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(使用料の納付)

第三条 知的障害児施設を使用する者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十一条の二十五及び第二十七条第一項第三号の措置により使用する者を除く。)の保護者は、法第二十一条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額の使用料を納付しなければならない。

(島根県立身体障害者授産センター条例の一部改正)

第二条 島根県立身体障害者授産センター条例(昭和五十二年島根県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和二十四年法律第二百八十三号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条を次のように改める。

(使用料の納付)

第三条 授産センターを使用する者(法第十八条第三項の措置により使用する者を除く。)は、法第十七条の十第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額の使用料を納付しなければならない。

島根県知事 澄 田 信 義

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立はつらつ体育館条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二十六号

島根県立はつらつ体育館条例

(趣旨)

第一条 この条例は、島根県立はつらつ体育館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 障害者スポーツの振興を図り、もって障害者のリハビリテーションや社会参加の促進に寄与するため、島根県立はつらつ体育館（以下「体育館」という。）を松江市に設置する。

(使用の許可)

第三条 体育館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、体育館の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第四条 知事は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可をしないものとする

る。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- 三 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- 四 その他体育館の管理に支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第五条 知事は、第三条第一項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は体育館の管理上特に必要と認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第二項の規定により許可に付した条件を変更することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第三条第二項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- 三 詐欺その他不正な手段により許可を受けたとき。

（使用料）

第六条 施設等の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者以外の者が使用する場合には、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定による身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法

律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）及びその付添人（障害者の人数と同じ人数までに限る。）

二 障害者の団体が障害者のために施設等を使用する場合の当該団体

三 障害者のための事業で県が後援するものを行う者

3 使用料は、知事が必要と認めた場合を除き、第三条第一項の許可を受けたときに納付しなければならない。

（使用料の減免）

第七条 知事は、公益上特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の不還付）

第八条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

一 使用者が、その責めに帰することができない理由により施設等を使用することができなくなったとき。

二 知事が、体育館の管理上特に必要があるため第五条の規定により許可を取り消したとき。

三 使用者が、使用開始の前日以前で規則で定める日まで使用の中止を申し出たとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第九条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第十条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

（損害賠償）

第十一条 使用者が、故意又は過失により施設等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第十二条 知事は、体育館の管理を財団法人島根県障害者スポーツ協会に委託することができる。

(規則への委任)

第十三条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十四条 知事は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

別表（第六条関係）

一 貸切りの場合

区 分 アマチュアスポーツ に使用する場合	使 用 料	
	使	料
一、二八〇円	午前九時から 正午まで	午後九時から 午後五時まで
	午後一時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
三、四二〇円	午後九時から 午後五時まで	午前九時から 午後五時まで
	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
四、六七〇円	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
四、六七〇円	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
五、八一〇円	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
七、四七〇円	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで
	午後九時から 午後五時まで	午後九時から 午後五時まで

会 議 室	体育室 アマチュアスポーツ 以外に使用する 場合	一一、七〇〇円	一七、五〇〇円	二三、四〇〇円	二三、四〇〇円	二九、三〇〇円	三八、一〇〇円
		一六〇円	二二〇円	三三〇円	三三〇円	四五〇円	五八〇円

備考

- 一 体育室の二分の一を使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の五割に相当する額とする。
- 二 この表に定める使用料を超えて使用する場合は、一時間までごとに、この表に定める使用料の額の一時間当たりの額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を加算する。
- 三 会議室の冷暖房装置を使用する場合の冷暖房料の額は、一時間につき九十円とする。
- 二 貸切りでない場合

体育室	区 分	一 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	使 用 料 (二人一回につき)
		二 高等学校の生徒、大学の学生又はこれらに準ずる者が使用する場合	五〇円
		三 前二号に掲げる者以外の者が使用する場合(三歳未満の者が使用する場合を除く。)	七〇円
			一一〇円

備考 体育室備付けの用具を使用する場合の用具使用料の額は、一回一式につき、百十円とする。

と、畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二十七号

と、畜場法施行令第一条第十一号の構造設備の基準を定める条例

と、畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)第一条第十一号の条例で定める一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 と畜場の周囲は塀等で外部と区画され、出入口には門扉が設けられていること。
- 二 便所は、防そ防虫設備及び流水式手洗設備が設けられていること。
- 三 と畜検査員室及びと畜従業員室を設け、と畜従業員の身体又は手足の洗浄に必要な設備が設けられていること。
- 四 廃棄物を衛生的に処理できる設備が設けられていること。
- 五 獣畜運搬用の車両を洗浄する設備が設けられており、必要がある場合には駐車施設を設けること。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二十八号

島根県立農業大学校条例の一部を改正する条例

島根県立農業大学校条例(昭和五十七年島根県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第六条を第十条とし、第五条の次に次の四条を加える。

(授業料の納付)

第六条 大学の養成部門に在学する者は、授業料として年額十二万千六百円を納付しなければならない。

(授業料の納付時期等)

第七条 授業料は、各月ごとに年額の十二分の一に相当する額を、その月の一日から十五日まで(入学を許可された日の属する月に納付すべき額にあつては同日から同月末日まで、最終学年の三月に納付すべき額にあつては二月一日から同月末日まで)に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、やむを得ない理由があると認める者の授業料について、同項の期間を延長することができる。

3 養成部門の中途において退学した者の授業料は、当該退学した日の属する月分まで納付しなければならない。

(授業料の減免)

第八条 知事は、学業が優秀な者であつて、かつ、経済的理由によつて授業料の納付が困難なものについては、授業料を減免することができる。

2 引き続き三月以上休学した者の当該休学期間に係る授業料は、免除する。ただし、その休学が月の一日から末日までの期間の全日数にわたらない場合における当該月分の授業料については、この限りでない。

3 前二項に規定するもののほか、被災、行方不明、死亡等やむを得ない事情があると認められる場合は、知事が別に定めるところにより、授業料を減免することができる。

(授業料の不還付)

第九条 既に納付した授業料は、還付しない。ただし、最終学年の三月分の授業料を納付した者が当該月前に在学しないこととなつた場合における当該月分の授業料及び前条の規定により減免を受けた授業料については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行し、この条例による改正後の島根県立農業大学校条例第六条から第九条までの規定は、同日前に入学した者については、適用しない。

島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第二十九号

島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例の一部を改正する条例

島根県立ふれあいの里奥出雲公園条例（昭和五十七年島根県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

バンガロー	宿泊の場合	一棟一夜につき	六、三〇〇円
	休憩の場合	一棟一時間につき	四五〇円

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県ふるさと雇用創出基金条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十号

島根県ふるさと雇用創出基金条例

(設置)

第一条 県及び県内の市町村が緊急に実施する地域の雇用実情に応じた雇用・就業機会を創出するための事業に要する経費に充てるため、島根県ふるさと雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第一条に規定する経費に充てるほか、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規定による規模を定める条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十一号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規定による規模を定める条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第三条第三項ただし書の規定により定める規模は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域については、百平方メートルとする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県砂防指定地管理条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十二号

島根県砂防指定地管理条例

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法（明治三十年法律第二十九号。以下「法」という。）及び砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）の規定に基づき、砂防指定地の管理について法令に特別の定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「砂防指定地」とは、法第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。

2 この条例において「砂防設備」とは、法第一条に規定する砂防設備をいう。

(禁止行為)

第三条 何人も、砂防設備を損傷する行為をしてはならない。

(砂防指定地における土地の掘削等の許可)

第四条 砂防指定地において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
- 二 土石（砂れきを含む。）の採取
- 三 立竹木の伐採
- 四 工作物の新築、改築又は除却

2 前項各号に掲げる行為のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、許可を受けることを要しない。

一 治水上砂防に支障のない軽微なものとして知事が指定する行為

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

三 砂防指定地の指定の際当該砂防指定地において既に着手している行為

3 知事は、治水上砂防のため必要があると認めるときは、第一項の許可に条件を付することができる。

(砂防設備の占用の許可)

第五条 砂防設備の占用をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可の特例)

第六条 国、地方公共団体、公社、公団又は事業団は、第四条第一項各号に掲げる行為又は前条第一項の占用をしようとする

ときは、あらかじめ知事に協議し、その同意を得ることをもって、これらの規定による許可を受けたものとみなす。

(許可の期間及び更新)

第七条 第四条第一項の許可の期間は三年以内において、第五条第一項の許可の期間は五年以内において知事が定めるものとする。

2 前項の許可の期間の満了後、引き続き当該許可に係る行為又は占用をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(許可内容の変更)

第八条 第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(着手等の届出)

第九条 第四条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為に着手しようとするときは、着手しようとする日の五日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る行為又は占用を完了し、中止し、又は廃止したときは、当該完了、中止又は廃止の日から七日以内に、その旨を知事に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 許可を受けた者は、住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、当該変更の日から十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の承継)

第十条 許可を受けた者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立さ

れた法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに、相続にあっては戸籍抄本を、合併にあっては登記簿抄本を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(地位の譲渡)

第十一条 許可を受けた者は、知事の許可を受けなければ、その地位を他人に譲渡することができない。

(知事の監督処分)

第十二条 知事は、次のいずれかに該当する者に対し、第四条第一項若しくは第五条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、工作物の改築若しくは除却、その行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第三条、第四条第一項又は第五条第一項の規定に違反した者

二 第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は当該許可に付した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者

2 知事は、次のいずれかに該当する場合には、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けて前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 砂防工事のためやむを得ない必要があるとき。

二 治水上砂防のため著しい支障が生じたとき。

(原状回復)

第十三条 第五条第一項の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了した場合又は前条の規定により当該許可が取り消された場合においては、速やかに当該許可に係る砂防設備を原状に回復しなければならない。ただし、知事が原状に回復すること

が不適當であると認められた場合においては、この限りでない。

(身分証明書の提示等)

第十四条 知事又はその命を受けた職員は、法第二十三条第一項の規定による行為をしようとするときは、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(規則への委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十六条 次のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定に違反して砂防設備を損傷した者
- 二 第四条第一項の許可を受けずに、同項各号に掲げる行為をした者
- 三 第五条第一項の許可を受けずに、砂防設備を占用した者
- 四 偽りその他不正な手段により、第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けた者
- 五 第十二条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、島根県砂防指定地管理規則（昭和四十二年島根県規則第四十四号）の規定によってした処分、届出、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十三号

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

島根県建築基準法施行条例（昭和四十八年島根県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十条中「区域とし、」の下に「同項の規定により平均地盤面からの高さとして法別表第四(は)欄に掲げる高さのうちから指定するものは次の表の中欄に掲げる高さとし、同項の規定により」を加え、同条の表を次のように改める。

対 象 区 域	平均地盤面からの高さ	法別表第四(は)欄の号
第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	四メートル	(二)
第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域	四メートル	(二)
第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	四メートル	(二)

別表第四の十七の項を次のように改める。

<p>十七 法第五十三条の二第一項第三号又は第四号（法第五十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度の特例の許可を受けようとする者</p>	<p>申請一件につき 十六万円</p>
---	---------------------

別表第四の二十五の項及び二十六の項を次のように改める。

<p>二十五 削除</p>	
<p>二十六 削除</p>	

別表第四の二十七の項の上欄中「第六十八条の四第一項」を「第六十八条の三第一項」に、「住宅地高度利用地区計画」を「再開発等促進区等」に改め、同表の二十八の項の上欄中「第六十八条の四第四項」を「第六十八条の三第四項」に、「住宅地高度利用地区計画」を「再開発等促進区等」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>二十八の二 法第六十八条の四第一項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</p>	<p>申請一件につき 二万七千円</p>
<p>二十八の三 法第六十八条の五の二第二項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者</p>	<p>申請一件につき 十六万円</p>

別表第四の二十九の項及び三十の項を次のように改める。

<p>二十九 法第六十八条の五の四第一項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限又は同条第二項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定を受けようとする者</p>	<p>申請一件につき 二万七千円</p>
<p>三十 法第六十八条の五の五第一項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の特例の認定を受けようとする者</p>	<p>申請一件につき 二万七千円</p>

別表第四の三十四の項の次に次のように加える。

<p>三十四の二 法第八十六条第三項の規定に基づく敷地内に広い空地を有し、かつ、総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可を受けようとする者</p>	<p>建築物の数が二である場合にあっては二十二万円、建築物の数が三以上である場合にあっては二十二万円に二を超え、建築物の数の二万八千円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>三十四の三 法第八十六条第四項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計により建築され、かつ、敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可を受けようとする者</p>	<p>建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が一である場合にあっては二十二万円、建築物の数が二以上である場合にあっては</p>

別表第四の三十五の項中「同一敷地内建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同項の次に次のように加える。

三十五の二 法第八十六条の二第二項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可を受けようとする者

二十二万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

三十五の三 法第八十六条の二第三項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可を受けようとする者

建築物(同一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が一である場合にあつては二十二万円、建築物の数が二以上である場合にあつては二十二万円に一を超える建築物の数に二万八千円を乗じて得た額を加算した額

建築物(同一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が一である場合にあつては二十二万円、建

別表第四の三十六の項の上欄中「の認定」を「に係る認定又は許可」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十四号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年島根県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた一週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規

	建築物の数が二以上である場合に あつては二十二万円を一を 超える建築物の数に二万八千 円を乗じて得た額を加算した 額
--	--

の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者の定める時間を除く。)について、管理者が定める額を時間外勤務手当として支給する。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十五号

島根県附属機関設置条例の一部を改正する条例

島根県附属機関設置条例(昭和四十三年島根県条例第十五号)の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の部島根県長期総合教育計画審議会の項を次のように改める。

島根県総合教育審議会

教育委員会の諮問に応じ、教育の総合的な施策の推進に関する重要事項を調査審議する
こと。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十六号

県立学校の職員定数条例の一部を改正する条例

県立学校の職員定数条例（昭和三十一年島根県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一、八九五人」を「一、八八五人」に、「三二八人」を「三二六人」に、「七九七人」を「八〇九人」に改める。
第三条第一号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十七号

市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校の教職員定数条例（昭和三十一年島根県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五、五八四人」を「五、五九七人」に改める。

第三条第一号中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十八号

島根県立体育施設条例の一部を改正する条例

島根県立体育施設条例（昭和五十二年島根県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

三 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

第五条及び第八条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表第一の一の表を次のように改める。

一 施設使用料

区		分		使 用 料	
五 十 メ ー ト ル プ	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	入場料を徴収しない場合	二、五八〇円	貸切りの場合 一人一回につき	七月一日から八月三十一日まで 一 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又は見学者 二 高等学校の生徒、大学の学生若しくはこれらに準ずる者又は小学校第一学年から第三学年までの児童（以下「小学校低学年の児童」という。）の付添人（小学校低学年の児童の人数と同じ人数までに限る。） 三 前二号に掲げる者以外の者（三歳未満の者を除く。）
		入場料を徴収する場合	二〇〇円		
七 月 一 日 か ら	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	入場料を徴収しない場合	一、六一〇円	貸切りでない場合	
		入場料を徴収する場合	四一〇円		
八 月 三 十 一 日 ま で	ア マ チ ュ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る 場 合	入場料を徴収しない場合	三、三八〇円	貸切りでない場合	
		入場料を徴収する場合	六三〇円		

飛込プール		徒 渉	ル プー					二十五	
			の期間		その他		メー	ト	
アマチュアスポー	アマチュアスポー ツに使用する場合	プ	アマチュアスポー ツ以外に使用する 場合	アマチュアスポー ツに使用する場合	アマチュアスポー ツに使用する場合	アマチュアスポー ツに使用する場合	ツ以外に使用する 場合	入場料を徴収する 場合	一〇、三〇〇
入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収する 場合	ー	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収する 場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収しな い場合	入場料を徴収する 場合	三、九九〇
三、八九〇	二、五八〇	一、三二〇	二二、一六〇	六、〇六〇	三、九九〇	一、九〇〇	二、九〇〇	一、九〇〇	二、九〇〇
		<p>その他の期間</p> <p>一 幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校の生徒若しくはこれらに準ずる者、未就学児の付添人（未就学児の人数と同じ人数までに限る。）又は見学者 二三〇円</p> <p>二 高等学校の生徒、大学の学生若しくはこれらに準ずる者又は小学校低学年の児童の付添人（小学校低学年の児童の人数と同じ人数までに限る。） 四八〇円</p> <p>三 前二号に掲げる者以外の者（三歳未満の者を除く。） 七四〇円</p>							

会議室			トレーニング室			ツ以外に使用する 場合
三分の一使用の場合	三分の二使用の場合		全室使用の場合			
午前九時から午後五時まで	午後五時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後五時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後五時から午後九時まで	入場料を徴収する場合
二五〇	六九〇	五〇〇	一、〇四〇	七五〇	一、五八〇	七、七四〇
			一 中学校の生徒又はこれに準ずる者 二 高等学校の生徒若しくは大学の学生又はこれらに準ずる者 三 前二号に掲げる者以外の者			一〇〇円 一三〇円 三三〇円

備考

一 貸切りの場合において、トレーニング室又は会議室をこの表に定める使用時間以外の時間に使用するときの使用料は、一時間までごとに、この表の午後五時から午後九時までの項に掲げる額とする。

二 貸切りの場合において、連続して八時間以上使用するときの使用料の額は、この表及び前号の規定に基づき算出した額の八割に相当する額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

三 貸切りの場合において、五十メートルプールのコース利用をするときの使用料の額は、一コース当たりこの表及び前号の規定に基づき算出した額の十分の一に相当する額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、二十五メートルプールのコース利用をするときの使用料の額は、一コース当たりこの表及び前号の規定に基づき算出した額の八分の一に相当する額（十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

四 貸切りでない場合の使用について、回数券を発行する場合は、県教育委員会規則で定めるところにより、使用料の額の一割以内の額を割り引くものとする。

五 トレーニング室（貸切りの場合に限る。）又は会議室の冷暖房装置を使用する場合の冷暖房料は、県教育委員会規則で定める額とする。

別表第一の二の表放送設備の項の次に次のように加える。

合	午後五時から午後九時まで	三四〇
---	--------------	-----

自動審判掲示装置	一 式	一日につき	二、五五〇円
----------	-----	-------	--------

別表第一の二の表の次に次のように加える。

三 その他

体力測定機器を使用する場合 一人一回につき、五百十円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立水泳プールの施設等の使用の許可に関して必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

(島根県立武道施設条例の一部改正)

3 島根県立武道施設条例(昭和四十五年島根県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

三 長期間にわたる継続使用により他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。

四 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。

五 その他武道施設の管理に支障があると認められるとき。

第五条中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第六条に次の一項を加える。

- 2 使用料は、委員会が必要と認めた場合を除き、第四条第一項の許可を受けたときに納付しなければならない。
- 別表の一の(一)の表使用料の欄及び(二)の表使用料の欄中「幼児を除く」を「三歳未満の者を除く」に改める。
- 別表の三中「体力測定を受ける」を「体力測定機器を使用する」に改める。

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第三十九号

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成十二年島根県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「四十九の項の」の下に「2の講習（道路交通法第百八条の四第一項に規定する指定講習機関が行うものに限る。）及び」を加える。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第四十号

島根県議会委員会条例の一部を改正する条例

第一条 島根県議会委員会条例（昭和三十四年島根県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「総務部、企画振興部」を「政策企画局、総務部、地域振興部」に改める。

第二条 島根県議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第二条各号を次のように改める。

一 総務委員会 十人

政策企画局、総務部、地域振興部及び公安委員会の所管に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

二 文教厚生委員会 九人

健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項

三 農水商工委員会 十人

農林水産部、商工労働部、地方労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の所管に関する事項

四 建設環境委員会 十人

環境生活部、土木部、企業局及び収用委員会の所管に関する事項

第十六条を次のように改める。

（会議の公開等）

第十六条 委員会の会議は、公開とする。ただし、次条の規定により秘密会とした場合はこの限りでない。

2 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同月三十日から施行する。

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第四十一号

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の報酬の特例に関する条例（平成十四年島根県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

「平成十四年七月一日から平成十五年四月二十九日」を「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日」に「百分の五」を「議長は百分の十を、副議長及び議員（議長及び副議長を除く。）は百分の七」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県条例第四十二号

島根県附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十八条の四第三項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)及びこれに類するもの(以下これらを「附属機関等」という。)の設置及び構成員の選任等に関し基本となる事項を定めることにより、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加の促進を図ることを目的とする。

(設置に当たっての配慮)

第二条 知事その他の執行機関(以下「執行機関」という。)は、法令に定めがある場合を除くほか、附属機関等を設置するに当たっては、総合的かつ効果的な行政の実現を図るため、その設置の必要性に特に配慮するものとする。

(構成員の男女の均等な登用)

第三条 執行機関は、附属機関等を組織する委員その他の構成員(以下「構成員」という。)の男女の均等な登用を推進するため、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、男女のいずれか一方の構成員の数が、構成員の総数の十分の四未満とならないように努めるものとする。

(構成員の公募による選任)

第四条 執行機関は、附属機関等が担任する事務を勘案し、必要に応じて構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする。

(同一人が就任できる附属機関の数)

第五条 執行機関は、同一人が附属機関を組織する委員その他の構成員に就任する附属機関の数を、すべての附属機関を通じて四以内とするよう努めるものとする。

(設置及び運営の見直し)

第六条 第二条から前条までに定めるもののほか、執行機関は、第一条の目的を達成するため、必要に応じて附属機関等の設置及び構成員の選任その他運営に関し見直しを行うものとする。

(施行の状況の報告)

第七条 知事は、毎年度、各執行機関における附属機関に関するこの条例の施行の状況を取りまとめ、議会に報告するものとする。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に就任している構成員については、当該構成員の任期が満了するまでは、この条例の規定は適用しない。